平成２２年（フ）第２８３号
仙台市泉区根白石字上ノ宿６番地の１
債務者　庄司　克史
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
仙台市太白区東中田１丁目12番27号　アーバンステートⅡ101
債務者　川合　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
仙台市宮城野区宮千代１丁目30番地の５　浅野方
債務者　林　　慧子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
仙台市宮城野区宮千代１丁目30番地の５　浅野方２Ｆ
債務者　加藤　建雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
宮城県名取市相互台２丁目20番地の12
債務者　和田　敏江
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
福島県伊達市霊山町大石字倉波131番地４
債務者　岡崎三知子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目３番地１　アミティ桜公園２―101
債務者　新井栄市郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原257番地
債務者　小宮山健圓
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
茨城県結城市大字結城8508番地２、前住所茨城県下妻市江2034番地10
債務者　日向野聖子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４４号
茨城県古河市長谷町27番６号　パンプキンハウス長谷302、前住所茨城県古河市坂間253番地６
債務者　山田　錦己
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４５号
茨城県筑西市塚原234番地２
債務者　塚田　明子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５１号
茨城県古河市中田2272番地１
債務者　相沢　　馨
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５８号
茨城県結城市大字結城1460番地４
債務者　瓜田　　守
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７号
栃木県真岡市熊倉町3459番地２　小島住宅Ｅ号棟
債務者　川﨑　雅美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第４７８号
千葉県八街市大関177番地30
債務者　池田　輝隆
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９９号
千葉県八街市吉倉266番地17
債務者　近藤　直輝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１号
千葉県佐倉市江原台１丁目15番地42　江原台グリーンタウン３―201
債務者　星　　光明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部